

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第一編 戦時経済の推移と労働統制

## 第一章 第二次世界大戦の勃発と労働統制

## 第二節 日中戦争期の労働統制

日本の戦時労働統制は、初期にはおもに特殊技能者(熟練工および技師)の問題を重点にしていたが、軍需産業および関連産業における労働力の不足がしだいに一般化するにつれて、統制の対象は広く未経験工にも及ぶようになり、統制範囲も、軍需労務要員の充足から一般産業・農業労働力の維持増強とその重点的配置に進み、統制方法も、技能の登録制度から移動防止・雇用制度から、ついに強制的な徴用制度を採用するにいたった。そこにみられたのは、要するに強行的な労務動員と権力的な労務配置にほかならなかった。

これら労働統制の大部分は国家総動員法にもとづく勅令の形をとって法制化されたが、国家総動員法のなかで「人的資源の統制」に関するものは、第四条(徴用)、第五条(国民協力)、第六条(労務統制)、第七条(争議統制)、第十三条第二項(従業者の供用)、第二十一条(国民登録)、第二十二条(技能者養成)などである。このうち第七条のように、既存の法令や警察による弾圧で、特別の新法令を必要としなかったものを除き、そのほとんどが太平洋戦争の開始以前に全面的発動をみるにいたった。

## 登録と調査

労働力の質・量とその所在を明らかにしておくことは、生産力の拡充と労働力の適正な配置のための前提となるので、国家総動員法第二十一条にもとづいて国民の職業能力登録制度がつけられた。一般的なものとして国民職業能力申告令(一九三九年一月)が、特殊な者に対しては別に医療関係者職業能力申告令(一九三八年八月)、船員職業能力申告令(一九三九年一月)、獣医師職業能力申告令(一九三九年二月)ができ、それぞれ一定の申告義務を課し、違犯には罰則が規定されていた。

国民職業能力申告令は、国民登録制と呼ばれたもので、はじめは一定の有技能者の登録のみを実施したが、一九四〇年一〇月の改正によって、従来よりも登録の範囲が拡張され、有技能者から未経験可働能力者までを含め、新たに「青年国民登録制」を実施して、年齢一六歳以上二〇歳未満の男子を登録することになった。

同法は、その後一九四一年一〇月にさらに改正され、国民登録の範囲を、男子一六歳以上四〇歳未満の者にまで拡大するとともに、新たに女子についても、一六歳以上二五歳未満で配偶者のない者の登録を実施して、女子に対する徴用の道を開いた。これを「青壮年国民登録」と称した。

一九四一年三月の国民労務手帳法によって生まれ、一〇月から全面的に実施された労務手帳制度は、工場・鉱山等に従業する一定の技術者および労務者には、すべて身分・経歴・技能程度・賃金給料等を書き入れた政府発行の手帳を持たせ、これを国民職業指導所に登録させるものであり、

その適用を受ける従業者は当初約六〇〇万人と予想された。この労務手帳制度の主要な目的は労働者の移動防止にあったが、同時に登録制度と補いあうものであり、手帳法の公布とともに、先の実業手帳法による申告手帳は国民労務手帳とみなされることとなった。

なお労働力の量的質的調査について、このほか、資源調査法第一条にもとづく労務動態調査規則（一九三九年十一月、年二回調査、雇主に報告義務）と労働技術統計調査令（一九四一年四月、従来の労働統計実施調査令は廃止）が施行された。

## 職業紹介・技能養成

一九三八年に厚生省が設置され、同年四月には職業紹介法が全面的に改正されて七月から実施された。これによって、労働者募集等について国家的規制を強化するとともに、市、町、村営を原則（東京府のみ例外）としてきた職業紹介所は、国営となり、従来の失業者救済機関から、労働力の軍事的再編成のための適正な配置を担当する機関に転換した。その中央統制機関として厚生省に職業部が設けられたが、その後戦時行政の指導性をいっそう強化するため、一九四一年一月、厚生省の職業部と失業対策部とを統合して職業局を設け、つづいて全国三七八カ所（出張所一四二、分所一三）に達する職業紹介所は、その名称を国民職業指導所と改め、事業内容を充実させた。その直接の動因は、中小商工業者の転業問題の重大化であった。

一方、軍需生産力の拡充に伴って、とくに鉱工業関係の技術者および熟練労働者の需要が急増し、従来の技能者の人員ではとうていそれに応ずることができず、その不足が生産能率にも重大な影響を与える情勢となった。そこで積極的に技能者を養成してその供給を増加させ、労働生産性の増大をはかるために、国家総動員法第二十二條にもとづいて、一九三九年三月、学校技能者養成令（勅令一三〇号）および工場事業場技能者養成令が公布され、強制的な割当制によって組織的・義務的な技能者養成制度が採用され、四月から施行された。学校技能者の技能者養成は文部大臣の所管下で、大学・専門学校・実業学校・青年学校等に対して、技能者の種類と員数を定めて養成が命ぜられ、また工場事業場の技能者養成は、厚生大臣の指定する事業（時局関係産業二二種が指定された）を営む者に対して、年齢一六歳以上の男子労働者を常時二〇〇人以上使用する者は法律上当然に、同じく五〇人以上使用する者は指定によって養成が義務づけられた。また船舶運航技能者養成令（一九三九年十一月）は、同じく船舶の所有者・運航業者等に養成義務を課した。

また、技能者のなかでもいちばん不足を告げた機械技術者について検定規則（一九四〇年三月）が作られ、それを発展させて一九四一年五月に機械技術者検定令が公布されて八月から施行された。これは労働者中から検定の方法によって技術者の能力をもつ者を発見し、技術者に登用する道を国家的に開いたものである。

## 雇用制限

労働力の重点的配置の重要な一環としての労働者雇用制限は、まず学校卒業者の使用制限から始まった。一九三八年六月の閣議において、「軍需品生産上必要なる労務対策要綱」が決定し、鉱工業関係の大学・専門学校・中等学校等の新規卒業者の雇用の許可制と毎年の雇用許可数配当が定められたが、これにもとづいて同八月、国家総動員法による労務統制の諸勅令中の最初のものとして学校卒業者使用制限令が公布・施行された。これによって、毎年の指定された学校の卒業者の学校程度別および学科別の使用員数につき、厚生大臣の認可を要することとなった。

その後の労務事情の悪化につれて、一九四一年一月に右の使用制限令は改正され、あとの認可の取消しと緊要方面への配置が可能となった。

一般労務者の雇用については、移動防止の見地から従業者雇人制限令(後述)が制定されたが、その後総動員法第六条にもとづいて一九四〇年二月に青少年雇人制限令が制定された。この法令は、青少年を時局産業に動員し、不急産業などに雇われることを抑制するものであり、女子青少年についても、特定の業務の雇入れは七割に制限され、国民職業指導所長の許可ある場合にのみその雇入れが認められることになった。

また、船員については、総動員法第六条にもとづいて、船員給与統制令(一九四〇年一〇月)および船員使用等統制令(一九四〇年十一月)が制定され、船員の雇用、移動防止等についての統制を行なった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---